

旭川市ポイ捨て禁止運動取組団体認定（ポイ禁チャレンジ）実施要領

第1 目的

この要領は、春・秋を通して継続的にポイ捨て禁止運動に取り組む市内の団体を、
「旭川市ポイ捨て禁止運動取組団体（以下「取組団体」という）」として認定し、その活動を広く周知することで、団体及び市民の意識高揚を図り、ポイ捨てのない社会の形成を目指すことを目的とする。

第2 対象となる者

旭川市が主催する、春季及び秋季のポイ捨て禁止運動街頭啓発及びごみ拾いのいずれかへの参加がある団体。

第3 申請

取組団体の認定を受けようとする者は、旭川市ポイ捨て禁止運動取組団体認定申請書（様式第1号）により、市長に提出するものとする。

2 前項に定める申請は、旭川市が定める期間内に行わなければならない。

3 申請内容に変更が生じた場合は、旭川市ポイ捨て禁止運動取組団体認定変更届（様式第2号）により、市長に提出するものとする。

第4 実施報告

マスターへの申請団体は、毎年9月20日までに、実施内容を旭川市ポイ捨て禁止運動取組団体認定報告書（様式第3号）により、市長に提出するものとする。

第5 認定

市長は、第3条に定める申請があった場合、その内容を審査し、別表1に示す旭川市ポイ捨て禁止運動取組団体認定基準(以下「認定基準」という。)を満たしていると認められる団体を取組団体として認定する。

2 認定は、年度と継続度の2通りの基準を設定する。年度は、取組内容に応じてランクごとに行うこととし、認定ランクは、エキスパート、マスターの2段階とする。

3 取組団体には認定基準に基づき年度ごとにポイントを付与し、累計ポイントに合わせて、継続度の認定を行う。

4 継続度の認定は、ゴールド、プラチナ、レジェンドの3段階とする。

5 継続度の認定に期限は設けないが、団体からの申請があった場合、又は、ポイ捨て禁止運動街頭啓発及びごみ拾いへの参加が5年以上認められない場合は、認定を取り消すことができるものとする。

第6 継続の申請

翌年以降の継続意思は、春のポイ捨て禁止運動街頭啓発及びごみ拾いの参加確認時に行うものとする。

附則

この要領は、令和6年4月12日から施行する。